

## 障害者支援施設ゆうとぴあ恵愛 利用契約書

\_\_\_\_\_様（以下「利用者」という。）と、障害者支援施設ゆうとぴあ恵愛（以下「施設」という。）は、利用者に対して施設が提供する障害福祉サービスの内容、及び係る費用等を定めるものとし、双方合意を以って利用契約（以下「本契約」という。）を締結します。

### （契約の目的）

第1条 本契約は、障害者総合支援法等関係法令の理念に則り、利用者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、生活介護事業として入浴、排泄、食事、創作的活動、生産活動、その他機能訓練等の支援サービスを提供するとともに、施設入所支援事業として夜間休日等の入浴、排泄、食事、その他生活上必要な介護支援サービスを提供し、これらを個別支援計画を基に適切に行うことを定めます。

### （契約期間）

第2条 本契約の契約期間は、契約締結年月から満3年経過の月末までとします。ただし契約満了日の1ヶ月前までに利用者、または施設側から特段の申出がない場合は更に1年間自動更新し、以後同様とします。

2. 利用者が障害支援区分の変更を受け生活介護事業、及び施設入所支援事業の介護給付費支給決定が受けられなくなった場合等、その他障害福祉サービス受給者証が失効した場合には、本契約期間内に拘わらず本契約は終了します。

### （意思決定支援等の推進）

第3条 施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めます。

2. 施設は、利用者の意思に反する異性介助がなされないよう、利用者の意向を把握し、その意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めます。

### （個別支援計画）

第4条 施設は、利用者の置かれている環境、身体状況、及び日常生活全般の課題の把握に努めるとともに、利用者、並びに身元引受人の意向を十分に鑑みた上で、サービス管理責任者を中心とする合議によって個別支援計画を策定します。又、地域生活等への移行に関する意向を把握し、定期的に確認するとともに、相談支援事業所等との連携を図ります。

2. 個別支援計画は利用者の同意を得て実施し6ヶ月に1回以上進捗状況を把握し必要に応じて再評価を行い、その都度利用者に説明し同意を得ます。

### （支援サービス内容）

第5条 施設は、第4条に定める個別支援計画、及び次の各号に示す各種支援サービスを提供します。

- (1)居室及び共用施設・設備・備品等の生活基盤の提供、または貸与
- (2)食事の提供、及び食事介助等の支援

- (3)入浴・排泄・移乗・移動・衣服着脱・整容・清潔保持・通信代行等の支援
- (4)相談・情報提供の支援
- (5)機能訓練等の支援
- (6)生活指導・各種行事・外出・創作的活動・生産活動・余暇活動等の各種支援
- (7)健康管理・療養・移送（協力医療機関）・入院時支援（家族支援困難者）・衛生等の支援

#### （負担金、及び施設利用料金）

第6条 利用者は、第5条に定める支援サービスに対して介護給付費（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）の利用者負担額（負担金）、及び重要事項説明書に定める所定の施設利用料（施設利用料）額を施設に支払います。

- 2. 前第1項に定める介護給付費の内で利用者負担額（定率負担/1割）を除いた額については法定代理受領を原則とし、施設が当該援護主体（障害福祉サービス受給者証を発行した市町村）より直接受領します。
- 3. 施設は、利用者が前各項の定めのないサービスの提供を受けた場合は、別途サービス提供に係る実費相当額を請求します。
- 4. 施設は、負担金と施設利用料（併せて以下「負担金等」という。）の額について利用者に予め説明を行い同意を得るものとし、改定が行われる場合は再度事前に説明を行います。

#### （負担金等の支払方法）

第7条 利用者は、施設に対して施設が1ヶ月毎に計算し請求する第6条各項に規定する負担金等について、請求当該月の翌月24日までに支払準備を済ませ、25日以降月末までの施設が指定する期日で支払うものとします。

- 2. 委任管理を行っている利用者の中で金品等委任管理が一部委任の場合、施設が請求当該月の翌月15日までに請求書を送致しますので、受取った日から24日までに当該利用者名の委任管理通帳へ補充金の入金を済ませてください。

#### （生産活動、及び工賃の支払）

第8条 施設は、利用者の意向や心身の状況、適性、障害の特性、その他収益の見込み等の諸事情を鑑み、適当な生産活動の提供や就労に向けての支援に努めます。

- 2. 施設は、利用者に生産活動の提供を行う場合、作業時間や作業量が過度の負担にならないよう留意し、防塵設備、または消火設備等の配置を行い安全に十分配慮します。
- 3. 施設は、生産活動における収入から必要経費を控除した額に相当する工賃を生産活動に従事した利用者に支払います。
- 4. 施設は、公共職業安定所、及び障害者就労生活支援センター等の関係機関と連携をとり就労を希望する利用者の支援に努めます。

#### （支援の基本姿勢）

第9条 施設は、利用者の有する能力を活用した生活と社会経済活動への参加を促進することに努めます。

- 2. 施設は、利用者の人格と意思を尊重し、利用者の立場に立って支援サービスを提供するよう努めます。

#### （施設の基本義務）

第10条 施設は、支援サービスの提供にあたり、利用者の生命、及び身体の保全に努め、災害等対応のために消防計画を定めています。〈安全配慮義務〉

2. 施設は、本契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明を行うように努めます。(説明義務)
3. 施設は、支援サービスの提供中に知り得た利用者、またはその家族の個人情報について、正当な事由がある場合を除き第三者に開示しません。(守秘義務)
4. 施設は、利用者、またはその他の利用者等の生命、または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束等利用者の行動制限を行いません。(身体拘束禁止義務)
5. 施設は、支援サービスの提供に関し記録を整備して、支援サービス提供日から5年間保存します。なお利用者は、この記録を施設事務所の業務時間内にいつでも閲覧できます。(記録整備保存義務)

#### (損害賠償)

第11条 施設は、支援サービスの提供中に事故等が発生した場合、速やかに身元引受人、及び援護主体の市町村に連絡し必要な措置を講じます。

2. 施設は、支援サービスの提供にあたり、施設の責任と認められる事由によって利用者の生命、身体、及び委任財物に損害を与えた場合には、速やかに損害を賠償します。ただし、次の各号に起因して発生した損害等については賠償責任を免責とさせていただきます。

(1)利用者が、施設に対して不実の申告を行ったり、または重要な情報等を隠匿したことに起因し発生した損害

(2)利用者が、運営規程等の定めや社会通念に著しく反した行為、または犯罪行為を行ったことに起因し発生した損害

(3)利用者が、身元引受人とともに申請し許可を受けた「入所者の外出手続の一部改定(単独外出許可の同意書)」に拠り単独外出を行い第三者により係る損害を被った場合、または先方に損害を与えた場合

3. 利用者は、施設の利用中に、利用者の故意、または重大な過失と認められる事由によって居室、共用施設、設備、備品等、及び他の利用者、または職員に損害を与えた場合には、速やかに原状を回復するか、または損害を賠償するものとする。

4. 施設は、利用者が前第3項に該当する場合、当該利用者の経済状況、及び諸事情等を考慮し、管理者が必要と認めた場合は損害賠償の額を減免することがあります。

#### (利用上の注意、及び禁止事項)

第12条 利用者は、施設の利用にあたり次の各号について遵守します。

(1)居室・共用設備・備品等は、本来の用途に沿って使用すること

(2)外出・外泊・入院・その他退所等は、定められた方法にて行うこと

(3)施設が定める消防計画・訓練等に関し協力を求められた場合、これに協力すること

(4)健康保持に努め施設が実施する健康診断等は、正当な事由なくこれを拒否しないこと

(5)身上に関する重要事項に変更が生じた場合、または身体状況等に変化が生じ障害支援区分の変更が必要と思われる場合等には速やかに申出るとともに、施設、または市町村より指導があった場合には必要な措置を講じること(障害支援区分再認定)

2. 利用者は、施設の利用にあたり次の各号で禁止することについて遵守します。

(1)指定箇所以外での喫煙、及び火気の取り扱いを禁止します

(2)施設で他の利用者、または職員に対し営利活動、政治活動、及び宗教活動を禁止します

(3)正常な施設管理運営を著しく阻害する行為を禁止します

#### (契約の終了)

第13条 本契約は、次の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- (1)第2条第1項に定める契約期間が満了した場合
- (2)第2条第2項に定める状況で且つ援護主体の市町村の措置保護がない場合
- (3)第14条から第16条に基づき本契約が解約、または解除された場合
- (4)利用者が死亡した場合
- (5)施設の滅失や重大な毀損により適切な支援サービスの提供が困難になった場合
- (6)施設が愛知県より指定を取消された場合、または指定を辞退した場合
- (7)施設を運営する社会福祉法人嘉祥福祉会（以下「法人」という。）が解散命令を受けた場合、破産した場合、またはやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合

（利用者からの中途解約）

第14条 利用者は、本契約の契約期間中、本契約を解約することができます。この場合に利用者は、希望する契約終了期日の7日前までに施設に対して通知するものとします。

2. 利用者が、前第1項に定める通知を行わず退所した場合には、施設が利用者の解約意思を確認できた日を以って契約終了期日とし、実際に退所した日から契約終了期日までの期間は本契約が有効であったものとみなします。

（利用者からの解除）

第15条 利用者は、施設が次の各号に該当する行為を行った場合、ただちに本契約を解除することができます。

- (1)施設が、本契約に定める支援サービスを正当な事由なく実施しない場合
- (2)施設が、第10条に定める義務に違反した場合
- (3)施設が、故意、または重大な過失により利用者の生命、身体、委任財物、及び信用を傷つける等によって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4)他の利用者が、利用者の生命、身体、財物、及び信用を傷つけた場合、または傷つける恐れがあり、且つ施設が適切な措置を講じない場合

（施設からの解除）

第16条 施設は、利用者が次の各号に該当する場合、必要な通告（30日間の予告期間をにおいて通知）を行い本契約を解除することができます。

- (1)利用者が、支払能力を有するにも拘らず、第6条に定める負担金等の支払いを3ヶ月以上遅延させ、且つ期間を定め催告したにも拘らず支払われない場合
- (2)利用者が、他の利用者の生命、身体、財物、及び信用を傷つける等によって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められ、且つその状況の改善が見込めない場合
- (3)利用者が、故意、または重大な過失により施設、または職員の生命、身体、財物、及び信用を傷つける等によって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められ、且つその状況の改善が見込めない場合
- (4)利用者が、連続して30日間を超えて入院・外泊・旅行等（以下「入院等」という。）を行うことが見込まれる場合、または現に30日間を超えて入院等を行っている場合
- (5)利用者が、第12条に定める注意、並びに禁止事項を繰り返し、且つその状況の改善が見込めない場合
- (6)施設は、前第4号の定めの中で利用者から事前に契約解除期日延伸の願出があり、且つ本契約の継続を要する相当な事由がある場合で管理者が特に認めた場合は、当該入院等（又は外泊、旅行等）の開始期日から原則として連続90日間まで契約解除の延伸を行えるものとします。

(虐待防止の措置)

第17条 施設は、利用者の身体的、及び精神的苦痛等の虐待防止の体制整備を行い、施設職員に対して定期的に啓発研修を行う等、虐待防止に努めるものとします。

(身体拘束等の適正化について)

第18条 施設は、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置し、指針に基づく研修を実施し、身体拘束等の適正化に努めるものとします。

(業務継続計画の策定等について)

第19条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定するとともに、職員に対して計画に基づく研修及び訓練を実施するものとします。

(新興感染症対策について)

第20条 施設は、医療協力病院と連携し新興感染症の発生時等における対応を取り決めるとともに協議を行い、院内感染対策に関する研修又は訓練に参加し感染対策に努めます。また、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を3年に1回以上受けることとします。

(入院等の支援)

第21条 利用者は、施設に残籍のまま入院等を行った場合、重要事項説明書に示す支援サービスが受けられます。なおこの場合、利用者は予め管理者の許可を得て入院等を行うものとします。

(身元引受人)

第22条 利用者は、本契約の締結にあたり身元引受人を選任し、その身元引受人は本契約に基づく利用者の施設に対する債務を利用者と連帯して履行の責任を負うものとします。

(1)身元引受人は、原則として利用者が指名し合意を得た者を選任しますが、成年後見人等が設定されている場合はそちらを優先指名してください

(2)施設は、施設利用上の説明・報告は、原則として身元引受人へ行います

(3)施設は、契約終了時に利用者へ委任財物の引渡しに困難な場合、引渡財物の受領代行者として身元引受人へ引渡しますので、身元引受人は受領財物の適法・適切な処理を行ってください(※施設からの引渡しは贈与・相続等の権利移譲ではありません)

2. 利用者、並びに利用者の選任を受けた身元引受人は、施設に対して本契約締結時に口頭で両者合意の旨を表示し、契約書署名を以って利用者本人が定めた正当な代理行為を行う者であるとの証明とします。(※誠実な申告に基づく証明)

(1)身元引受人は、利用者が医療機関へ入院する場合等は施設と協力して必要な措置を講じるものとします

(2)前第1号で身元引受人が事情により利用者への支援ができない場合は、予め申出の上で重要事項説明書に示す入院時の各支援を予定したケアプランに基づき受けられます

(3)身元引受人は、本契約の終了時、または利用者の死亡時に、各々利用者の適切な移行先、または利用者の遺体の引取りを速やかに行うものとします

3. 利用者に、社会通念上身元引受人の選任が著しく困難である特段の事由があり、且つ施設の管理者がこれを認めた場合には、利用者単独での本契約締結が可能です。

(利用内容の取消)

第23条 利用者が、外出、入院等、または自己都合による欠席で予定されていた利用内容の取消を求める場合は、次の各号のとおりとします。

- (1)取消は、取消希望期日の前日午後5時30分までに事務所窓口に出ること
  - (2)前第1号を超えて直近での取消は、実費相当額、または関係法令に基づく定率負担が発生する場合があります
2. 前第1項第2号の場合で、利用者の緊急入院、または死亡等やむを得ない事由であって管理者が特に認めた場合には、当該請求の減免を行います

(保健医療支援)

第24条 施設は、利用者の健康保持のために適切な指導を行うよう努めます。

2. 施設は、利用者の病状に急変が生じた場合には、速やかに協力医療機関へ連絡するとともに、身元引受人に対して速やかに連絡します。

(相談援助)

第25条 施設は、利用者の相談に対して誠実な助言指導に努めます。

(苦情申出制度)

第26条 利用者は、施設が設置する苦情申出窓口に対して苦情を申し立てることができます。また、施設が委嘱した第三者委員へ直接申し立てることもできます。

2. 利用者は、援護主体（市町村）、愛知県（障害福祉課）、または愛知県運営適正化委員会へ苦情を申し立てることができます。

(協議事項)

第27条 利用者と施設は、本契約に定めのない事項について問題が生じた場合、障害者総合支援法、身体障害者福祉法、その他関係法令の定めに従い、双方誠意をもって協議するものとします。

以上、障害者支援施設ゆうとぴあ恵愛の利用契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、及び事業者が記名捺印の上、双方1通を保有するものとします。

契約年月日 令和 年 月 日  
 契約期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

〔利用者〕 私は、本契約の説明を受けて理解し、本契約(生活介護・施設入所支援)を締結します。

現住所

氏 名 ⑩

連絡先 ① ( ) ー 《名称等： 》  
 ② ( ) ー 《名称等： 》

〔署名代行者〕 私は、利用者の本契約締結意思を確認して次の事由で署名を代行しました。

現住所

氏 名 ⑩

連絡先 ① ( ) ー 《名称等： 》  
 ② ( ) ー 《名称等： 》

代行事由： 利用者が自署困難なため ・ その他 [ ]

〔身元引受人〕 私は、利用者共々本契約の説明を受けて理解し、利用者の本契約締結に同意し身元引受人としての責を負うことを証するため署名捺印します。

現住所

氏 名 ⑩

連絡先 ① ( ) ー 《名称等： 》  
 ② ( ) ー 《名称等： 》

#### 〔障害者支援施設〕

施設は、本契約の定めに基づき適正な生活介護事業と施設入所支援事業の提供に努めます。

所在地 愛知県津島市元寺町3丁目97番地1  
 法人名 社会福祉法人 嘉祥福祉会  
 施設名 障害者支援施設ゆうとぴあ恵愛  
 管理者 施設長 大原好夫  
 連絡先 電話(0567)32-5000

\* 任意 \*

私(利用者)は、施設の利用中に身体、生命、及び生活環境に重大な変化が生じ緊急措置を要する場合、身元引受人等以外にも下記関係者に対して通報を、[どちらかに○印を付す]

[ 希望します。]      [ 希望しません。]

令和      年      月      日

利用者氏名：

④

緊急医療搬送を希望する医療機関	
医療機関名	担当医師名
既受診科目	最終受診日  ○●・○●      年      月      日頃
所在地	電話番号 (      )      -
備考	
※この記載に拠り緊急搬送を確約したものではございません。	

身元引受人等以外にも緊急連絡を行いたい方(身元引受人等が無い場合にあっては重要な相談者の方)		
優先 1	御名前	住 所
	(続柄：      )	電話① (      )      -      [ 自 宅 ]
		電話② (      )      -      [ 携 帯 ]
		電話③ (      )      -      [      ]
優先 2	御名前	住 所
	(続柄：      )	電話① (      )      -      [ 自 宅 ]
		電話② (      )      -      [ 携 帯 ]
		電話③ (      )      -      [      ]

